

仲裁センター苦情取扱規則

施行 平成二〇・ 三・一三

(目的)

第一条 この規則は、第一東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）の業務に関する苦情の申出（個別事件に関する苦情の申出を除く。）の取扱いにつき、必要な事項を定める。

(取扱機関)

第二条 苦情の取扱いは、仲裁センターが行う。

(苦情の受付)

第三条 苦情の申出の受付は、仲裁センター事務局が行う。

2 苦情は、書面又は口頭により受け付ける。

3 仲裁センター事務局は、苦情の申出を受け付けた場合には、申出の内容を記録に留めるとともに、速やかに、仲裁センター運営委員会（以下「委員会」という。）の委員長に報告する。

(調査)

第四条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会委員を指名して、苦情の内容につき調査させることができる。

2 前項により指名された委員は、苦情の内容につき速やかに調査を行い、その結果を委員長に報告する。

(処理)

第五条 委員長は、前条の調査の結果、苦情の申出に理由があると認めるときは、委員会に諮った上で、必要な措置を講ずる。

(申出人に対する通知)

第六条 委員長は、苦情処理の結果について、申出人に対し、適宜の方法で通知する。

(利用者への開示)

第七条 仲裁センターは、仲裁等手続を利用する当事者に対し、この規則に基づく苦情の取扱いの手続の概要について開示する。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日（平成二十年三月十三日）から施行する。